

令和4年度予算編成方針について

このことについて、武蔵村山市予算事務規則第8条第1項に基づき、別紙のとおり定めましたのでお知らせします。

令和4年度予算編成方針

【月例経済報告（令和3年9月）】

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進する中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

【新型コロナウイルス感染症の感染状況と経済への影響】

令和3年度における新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は、令和3年夏頃から変異株（デルタ株）への置き換わりが急速に進んだことから、大都市部を中心に急速な増加が見られ、やがて大都市部以外にもこの状況が拡大し、重症者数も急速に増加した。

国は、新規陽性者数や医療提供体制の逼迫等の状況を踏まえ、緊急事態宣言等を発令し、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、酒類を提供する飲食店等に対する休業要請、大型商業施設に対する営業時間の短縮・入店者数の制限、イベントの開催制限等人流の抑制を最優先にした対策が講じられ、社会経済活動が制限されることとなった。

このような状況の中で、内閣府が令和3年9月に発表した令和3年4～6月期の国内総生産（GDP）2次速報値は、物価変動の影響を除いた実質GDPが前期比0.5%増（年率換算1.9%増）となり、2期ぶりのプラスとなったが、令和3年4～6月は東京都や大阪府などに緊急事態宣言が発令されていたことから、景気回復力は力強さに欠けるものとなった。

また、GDPの5割超を占める個人消費は0.9%増で、やや持ち直し、企業の設備投資は2.3%増で、先送りしていた投資を再開する動きが見られた。

【国の令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針】

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととし、歳出全般にわたり、平成25年度予算から前年度当初予算までの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。

【東京都の令和4年度予算の見積方針】

財政環境の先行きを見通すことが困難な中であっても、財政対応力を確保しつつ、都政に課された使命を確実に果たすことで、希望ある未来を切り拓いていく予算と位置づけ、次の三点を基本として編成する。

第一に、「感染症の脅威」など大きな危機を克服し、より強靱で持続可能な都市へと進化する「サステナブル・リカバリー」を実現するため、大胆な発想で果敢に取組を進めていくこと。

第二に、社会変革に適応した制度や仕組みへの抜本的な見直しを進めるとともに、事業の見直しを一層強化し施策の新陳代謝を促すことにより、将来にわたる財政の対応力を堅持すること。

第三に、東京2020大会に向けて築き上げてきた数々の取組を都市のレガシーへと発展させ、都民の豊かな生活につなげていくこと。

【本市の令和2年度普通会計決算概要】

令和2年度の普通会計決算は、新型コロナウイルス感染症対策事業として、市民、事業者に対する支援や感染拡大防止対策、ワクチン接種体制の確保等に取り組み、これらの事業費が約87億5,500万円となったことから、過去最大規模となった。

歳入の根幹をなす市税収入は、令和元年度に引き続き2年連続で増加したものの、法人市民税は、新型コロナウイルス感染症による企業収益への影響等もあり、2年ぶりに減少した。

市債残高は、これまで臨時財政対策債の発行可能額のほぼ全額を借り入れてきたことから、累増している状況にある。

歳出では、義務的経費が、扶助費等の増加により160億円台に達し、増加傾向が続いている。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、地方消費税交付金の増加等により令和元年度と比較して2.9ポイント減の92.4%（臨時財政対策債等を除く比率は3.3ポイント減の98.7%）となった。指数は改善したものの、適正水準とされる70～80%の値を大きく超えていることから、財政構造の弾力性が失われ、行政需要の変化等に適切に対応するための財源確保が困難な状況にある。

【予算編成の基本方針】

令和3年9月9日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」が決定され、ワクチン接種の進捗や中和抗体治療の定着を含めた標準的治療の普及により、病床が逼迫する状況がこれまでよりも生じにくくなっていくことが考えられ、感染対策と日常生活の回復に向けた取組の両立が可能となることから、一定の条件の下で、緊急事態措置区域等における様々な行動制限を段階的に縮小・見直しする基本的考え方が示された。今後、これが実行されることになると、社会経済活動の正常化が進み、コロナ禍前の状態に近づくことが予想される。

一方で、緊急事態宣言等の長期化による社会経済活動への影響により、今後の景気動向は予断を許さない状況にあり、感染症が経済・財政に与える中長期的な影響は、未だ不透明である。

これらのことを踏まえると、現時点では、市の財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にある。

令和4年度予算は、このような状況にあっても、財政の健全性を堅持しつつ、「第五次長期総合計画」に掲げる将来都市像や「第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる基本目標の実現に向け、諸施策に取り組むとともに、「ウィズ・コロナ」、「ポスト・コロナ」を見据えながら市民の負託に応える施策を推進することを基本方針として、次の重点課題に優先的に取り組むこととする。

第一に、本市の最重要施策であり、実現に向け着実に進展している「多摩都市モノレールの市内延伸」について、「モノレール沿線まちづくり構想」に掲げる「沿線の将来像」等を踏まえ、重点施策を中心に調査・検討を加速し、構想で示した方向性や施策の具体化を促進すること。

第二に、「子どもを大切にする」という視点に立ち、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現や未来を担う子どもの安心の確保のための環境づくりを進めるとともに、感染症対策と健やかな学びの保障の両立を図り、子育て世代に選ばれるまちづくりを推進すること。

第三に、気候変動の影響から近年激甚化する豪雨やいつ起こるかも知れない大規模地震など自然災害への備えをはじめとした安全・安心で強靱なまちづくりを推進すること。

第四に、将来にわたって持続可能な行財政運営を実現するため、行政改革に引き続き取り組むとともに、行政評価の結果を踏まえた施策の新陳代謝を促進し、デジタル技術活用の視点を踏まえた市民サービスの向上と業務の効率化を推進すること。

以上の基本方針を踏まえ、下記事項に留意の上、令和4年度予算の編成に当たられたい。

記

1 基本的事項

- (1) 令和4年度の財政は、厳しい状況が継続することも予想されることから、市の行う全ての施策及びその実施体制について、厳しい視点で必要性、有効性を見極め、必要な見直し・再構築を確実に行うこと。
- (2) 新規施策及びレベルアップ施策については、スクラップ・アンド・ビルドの観点から、既存事業の見直し・再構築を併せて行うこと。また、原則として終期を設定し、後年度負担も十分考慮すること。
- (3) 既存施策については、効果的な感染症対策を講ずるとともに、最少のコストで最大のサービスが提供できるよう創意工夫を凝らすこと。
- (4) 各種補助金等については、行政評価の結果や補助金等交付基準を踏まえ、補助対象団体等との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分に精査・検証し、積極的に見直すこと。

- (5) 職員定数については、「第七次定員適正化計画」に基づき、現在の水準を維持していくことを基本とし、民間活力の導入や多様な任用形態の活用等により、簡素で効率的な執行体制を構築すること。

2 歳入

- (1) 市税については、これまでの徴収努力により、10年連続で収納率が向上しているが、令和4年度は不透明な経済情勢の下、収納率への影響が懸念されることから、収納率の維持・向上に向け、引き続き徴収努力を行い、収入の確保を図ること。
- (2) 分担金・負担金及び使用料・手数料については、負担の公平性の確保と受益者負担の原則に立ち、既定方針に基づき見直しを行うこと。
- (3) 国庫支出金及び都支出金については、国及び東京都の施策の方向性や予算の動向等を的確に把握し、最大限確保すること。
- (4) 市債については、今後の残高の推移に十分留意しつつ、地方交付税措置のある市債（臨時財政対策債を除く。）については、財源確保の観点から積極的に活用すること。

3 歳出

- (1) 政策的経費については、「第五次長期総合計画 ④実施計画」に基づき、所要額を見積もること。また、事業費の更なる精査と財源の確保に努めること。
- (2) 義務的経費については、今後とも高齢化の進展や行政需要の拡大に伴い増加が見込まれるが、施策の抜本的な見直しや業務の効率化を進め、伸び率の抑制に努めること。
- (3) 経常的・定型的経費については、原則として令和3年度の予算額の範囲内（ゼロシーリング）で過去の決算額等を踏まえ、所要額を見積もること。
- (4) 職員の時間外勤務手当については、引き続き1億円キャップ制を設定すること。また、職員の健康管理の観点も踏まえ、一丸となってその実現に努めること。

4 特別会計

国民健康保険事業特別会計については、赤字削減・解消のため、「国保財政健全化変更計画」に基づき、その他の特別会計については、一般会計との経費負担区分、特別会計設置の趣旨を踏まえ、財政健全化を推進すること。

5 公営企業会計

下水道事業会計については、公営企業会計の適用により得られた情報を活用し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に取り組むとともに、計画的で安定的なサービスを提供するため、「公共下水道事業経営戦略」に基づき、定期的に下水道使用料を見直すこと。